

省令第1条第2項第14号ハ(1)に規定する測定

4月18日

排水基準等に係る項目		
1 アルキル水銀化合物	<0.0001	
2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	<0.0001	
3 カドミウム及びその化合物	<0.01	
4 鉛及びその化合物	<0.01	
5 有機燐化合物	<0.01	
6 六価クロム化合物	<0.01	
7 砒素及びその化合物	<0.01	
8 シアン化合物	<0.1	
9 ポリ塩化ビフェニル	<0.0001	
10 トリクロロエチレン	<0.001	
11 テトラクロロエチレン	<0.001	
12 ジクロロメタン	<0.001	
13 四塩化炭素	<0.001	
14 1・2ジクロロエタン	<0.001	
15 1・1ジクロロエチレン	<0.001	
16 シス1・2ジクロロエチレン	<0.001	
17 1・1・1トリクロロエタン	<0.001	
18 1・1・2トリクロロエタン	<0.001	
19 1・3ジクロロプロペン	<0.001	
20 チウラム	<0.005	
21 シマジン	<0.003	
22 チオベンカルブ	<0.02	
23 ベンゼン	<0.001	
24 セレン及びその化合物	<0.01	
25 1・4ジオキサン	<0.05	
26 ほう素及びその化合物		0.02
27 ふっ素及びその化合物	<0.1	
28 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		1.1
29 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	<1	
30 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		2
31 フェノール類含有量	<0.5	
32 銅含有量		0.39
33 亜鉛含有量		0.06
34 溶解性鉄含有量	<0.01	
35 溶解性マンガン含有量	<0.01	
36 クロム含有量	<0.01	
37 大腸菌群数		0
38 燐含有量	<0.05	